| | |
|---|---|
| 九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。 | 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 九十三　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。 | 令和三年に開催された東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 九十四　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。 | 被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 九十五　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。 | 特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 九十六　私立専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程に係る費用の補助に要する経費があること。 | 私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 九十七　所有者不明土地等対策に要する経費があること。 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |

| | |
|---|---|
| 九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。 | 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 九十三　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。 | 令和三年に開催された東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| ［新設］ | |
| ［新設］ | |
| ［新設］ | |
| ［新設］ | |